

目次

第2編 地震災害対策編

第1章 総則			
第1節	計画の目的	地震-1	
第2節	計画の方針・構成	第1項 計画の方針	地震-2
		第2項 計画の構成	地震-5
		第3項 計画の修正	地震-6
		第4項 計画の周知	地震-6
第3節	防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱	第1項 実施責任・処理すべき事務又は業務の大綱	地震-7
		第2項 住民の責務	地震-20
		第3項 自主防災組織の責務	地震-20
		第4項 企業防災の促進	地震-20
第4節	防災をめぐる社会構造の変化と対応	第1項 災害及び災害対策活動に関する調査研究の推進	地震-21
		第2項 災害及び社会構造の変化と対応	地震-21
第5節	市の概況と災害想定	第1項 市の概況	地震-22
		第2項 災害の想定	地震-25
第2章 災害予防計画			
第1節	都市防災構造の強化	第1項 土地利用計画	地震-31
		第2項 土地区画整理事業・市街地再開発事業計画	地震-31
		第3項 公園・緑地整備計画	地震-32
第2節	建築物の安全化	第1項 建築物の耐震性の強化	地震-34
		第2項 建築物の液状化対策	地震-35
		第3項 建築物の不燃化の促進	地震-35
		第4項 重要施設等の耐震性の強化	地震-36
		第5項 建築物のアスベスト飛散・ばく露防止対策の推進	地震-36
		第6項 文化財災害予防対策	地震-37
		第7項 応急復旧に備えた体制・資機材の整備	地震-38
第3節	地盤災害防止対策の推進	第1項 土砂災害予防計画	地震-39
		第2項 液状化対策の推進	地震-39
第4節	海岸・河川・ため池等の整備と管理	第1項 河川対策	地震-40
		第2項 海岸の整備	地震-40
		第3項 ため池の整備	地震-40
第5節	道路等交通関係施設の整備と管理	第1項 道路施設等の点検・整備計画	地震-41
		第2項 法面崩壊対策	地震-41
第6節	ライフライン施設の機能確保	第1項 上水道、下水道施設災害予防計画	地震-42
		第2項 ガス、電力、通信施設災害予防計画	地震-43
第7節	農林業災害予防対策	第1項 農業災害予防計画	地震-44
		第2項 農作物災害予防計画	地震-44
		第3項 防災営農体制等の整備	地震-44
第8節	地震防災緊急事業の推進	地震-45	
第9節	情報の収集・連絡体制の整備	第1項 無線通信施設整備計画	地震-48
		第2項 災害時優先扱いの電話（有線通信設備）等整備計画	地震-48
		第3項 各種防災情報システムの整備等	地震-48
		第4項 広報、広聴体制の確立	地震-48

第10節 活動体制の整備	第1項	宮崎市防災会議運用計画	地震-49
	第2項	宮崎市災害対策本部組織計画	地震-49
	第3項	初動体制確立への備え	地震-49
	第4項	広域応援体制等の整備・充実	地震-49
	第5項	航空消防防災体制の整備	地震-50
	第6項	緊急時ヘリコプター離着陸場の確保	地震-50
第11節 避難収容体制の整備	第1項	避難計画の策定と避難対象地域の指定	地震-51
	第2項	指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の指定・整備	地震-51
	第3項	指定緊急避難場所、指定避難所の変更及び解除	地震-53
	第4項	避難誘導體制の整備	地震-53
	第5項	指定緊急避難場所、指定避難所、避難路等の広報と周知	地震-53
	第6項	指定避難所の開設運営体制の整備	地震-53
	第7項	応急仮設住宅の供用体制の整備	地震-53
第12節 要配慮者等安全確保体制の整備	第1項	社会福祉施設、医療機関等の対策	地震-54
	第2項	在宅の要配慮者対策	地震-54
	第3項	避難行動要支援者対策	地震-54
	第4項	要配慮者への防災知識の普及・訓練等の実施	地震-55
第13節 救急・救助及び消火活動体制の整備	第1項	消防活動困難地区等の火災予防対策	地震-56
	第2項	防火管理体制の強化対策	地震-57
	第3項	予防指導・査察計画	地震-58
	第4項	消防力・消防施設等の整備強化対策	地震-58
	第5項	救急・救助体制の整備	地震-60
第14節 医療救護体制の整備	第1項	災害時医療体制の整備	地震-61
	第2項	医療施設・設備の整備	地震-61
	第3項	医薬品等の確保	地震-61
第15節 緊急輸送体制の整備	第1項	緊急輸送道路の整備	地震-62
	第2項	緊急時ヘリコプター離着陸場の指定促進	地震-62
	第3項	緊急輸送体制の確保	地震-62
第16節 食糧・飲料水及び生活必需品の調達・供給体制の整備	第1項	給水体制の整備	地震-63
	第2項	食糧・飲料水・生活必需品の供給体制の整備	地震-63
	第3項	資機材等の供給体制の整備	地震-65
第17節 二次災害防止体制の整備	第1項	土砂災害防止体制の整備	地震-66
	第2項	建築物災害防止体制の整備	地震-66
	第3項	危険物等災害防止体制の整備	地震-66
	第4項	宅地災害防止体制の整備	地震-67
第18節 防災知識の普及	第1項	防災知識普及計画	地震-68
	第2項	職員に対する防災知識普及	地震-68
	第3項	住民に対する防災知識普及	地震-68
第19節 自主防災組織等の育成強化	第1項	自主防災組織の活動促進・支援	地震-69
	第2項	自主防災組織の育成計画	地震-69
	第3項	企業等における防災活動の推進	地震-69
	第4項	地区防災計画の策定	地震-69
第20節 防災関係機関の防災訓練の実施	第1項	総合防災訓練・市民参加型訓練	地震-70
	第2項	各種防災訓練計画	地震-70
	第3項	防災訓練の検証	地震-71
第21節 ボランティアの環境整備	第1項	活動支援体制の整備	地震-72
	第2項	ボランティアの養成・登録	地震-72
第22節 地震災害に関する調査・研究等の推進	第1項	調査・研究の推進	地震-73
	第2項	調査・研究項目	地震-73

	第3項 災害教訓の伝承	地震-73
	第4項 各種データの保存・整備	地震-73
第3章 災害応急対策計画		
第1節 活動体制の確立	第1項 災害対策組織計画	地震-74
	第2項 職員配備計画	地震-97
	第3項 地震時の初動体制・活動	地震-101
第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保	第1項 災害情報の収集・伝達	地震-104
	第2項 被害状況の調査・伝達	地震-109
	第3項 被害情報の報告	地震-109
	第4項 通信手段の確保	地震-109
第3節 災害広報活動	第1項 住民に対する広報活動	地震-110
	第2項 報道機関に対する広報要請	地震-110
第4節 応援要請・受入れ	第1項 自衛隊派遣要請・受入れ体制の確保	地震-111
	第2項 県・市町村間の応援要請・受入れ	地震-111
	第3項 他市町村への応援の実施	地震-111
	第4項 協定に基づく応援派遣要請	地震-111
	第5項 指定地方行政機関又は指定公共機関等への応援要請	地震-112
	第6項 防災救急ヘリコプターの応援要請	地震-112
	第7項 緊急消防援助隊の応援要請	地震-112
第5節 避難収容活動	第1項 避難に関する情報の伝達	地震-113
	第2項 警戒区域の設定	地震-113
	第3項 避難誘導の実施	地震-114
	第4項 指定避難所及び収容避難所の開設・運営	地震-114
	第5項 要配慮者への配慮	地震-114
第6節 救助・救急及び消火活動	第1項 救助・救急活動	地震-115
	第2項 消防計画	地震-115
第7節 医療救護活動	第1項 医療体制	地震-116
	第2項 搬送体制の確保	地震-116
	第3項 医療情報の確保	地震-116
	第4項 集団的に発生する傷病者に対する災害時医療対策	地震-116
第8節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	第1項 交通規制の実施	地震-117
	第2項 緊急輸送道路の確保	地震-117
	第3項 緊急輸送	地震-117
	第4項 車両等の確保	地震-117
	第5項 航空輸送・ヘリポートの開設	地震-117
	第6項 鉄道輸送	地震-118
	第7項 海上輸送	地震-118
第9節 食糧・飲料水及び生活必需品の調達・供給活動	第1項 食糧供給計画	地震-119
	第2項 給水計画	地震-122
	第3項 生活必需品等供給対策	地震-124
第10節 保健衛生、防疫、ごみ・がれき処理等に関する活動	第1項 防疫・保健衛生対策	地震-127
	第2項 衛生対策	地震-127
	第3項 被災動物対策	地震-127
	第4項 し尿、ごみ、がれきの処理対策	地震-127
	第5項 障害物除去対策	地震-128
	第6項 被災建築物等のアスベスト飛散・ばく露防止対策	地震-128
第11節 行方不明者等の捜索、遺体の確認及び埋葬に関する活動	第1項 行方不明者の捜索	地震-129
	第2項 遺体収容所の開設と運営	地震-129
	第3項 遺体の火葬・埋葬	地震-129

第12節 応急住宅対策	第1項 被災建築物等の危険度判定	地震-130
	第2項 住宅の応急修理	地震-131
	第3項 応急仮設住宅の建設	地震-131
	第4項 公的住宅等の空き家の活用	地震-131
	第5項 広域避難及び広域一時滞在	地震-131
第13節 社会秩序の維持	第1項 公安警備計画	地震-132
	第2項 帰宅困難者対策	地震-132
第14節 被災者のニーズ把握と情報提供	第1項 被災者・要配慮者のニーズ把握と情報提供	地震-133
	第2項 相談窓口の設置	地震-133
	第3項 安否情報の収集・提供	地震-133
第15節 自発的支援の受入れ	第1項 ボランティア活動の受入れ	地震-134
	第2項 義援物資・義援金の受入れ	地震-134
第16節 公共施設等の応急復旧活動	第1項 道路・橋梁	地震-135
	第2項 河川・内排水施設	地震-135
	第3項 その他の公共施設	地震-135
	第4項 二次災害の防止	地震-135
第17節 ライフライン施設の応急復旧活動	第1項 上水道施設災害対策	地震-136
	第2項 下水道施設災害対策	地震-136
	第3項 ガス、電力、通信施設の災害対策	地震-137
第18節 二次災害の防止活動	第1項 地震水害応急対策	地震-138
	第2項 地震土砂災害応急対策	地震-138
第19節 文教対策	第1項 応急教育	地震-139
	第2項 応急保育	地震-139
	第3項 文化財応急対策	地震-139
第20節 農林水産災害応急対策	第1項 事前及び事後対策	地震-140
	第2項 農業用施設等応急対策	地震-140
	第3項 農産物対策	地震-140
	第4項 畜産対策	地震-140
	第5項 林産物対策	地震-140
	第6項 水産対策	地震-140
第21節 災害救助法の適用	第1項 災害救助法の適用	地震-141
	第2項 滅失世帯の算定	地震-141
	第3項 災害救助法の適用手続き	地震-141
	第4項 災害救助法による救助の内容等	地震-141
	第5項 救助業務の実施者	地震-141
第4章 災害復旧・復興計画		
第1節 災害復旧対策本部の設置	第1項 災害復旧対策本部組織計画	地震-142
	第2項 職員配備計画	地震-142
第2節 復旧・復興の基本的方向	第1項 復旧・復興の基本的方向	地震-143
	第2項 被災の程度に応じた基本的方向	地震-143
第3節 迅速な現状復旧の進め方	第1項 公共施設災害復旧事業計画	地震-144
	第2項 災害復旧事業に伴う財政援助	地震-144
	第3項 激甚災害の指定	地震-144
第4節 計画的復興の進め方	第1項 災害復興方針・計画の策定	地震-145
	第2項 災害復興事業の実施	地震-145
第5節 被災者の生活再建等の支援	第1項 被災者への広報及び相談窓口の設置	地震-146
	第2項 罹災証明書の発行	地震-146
	第3項 生活確保資金の融資等	地震-146
	第4項 税対策等による被災者の負担の軽減	地震-146
	第5項 雇用の確保	地震-146
	第6項 災害復興基金の設立	地震-146

第6節 被災中小企業の復興、その他経済復興の支援	第1項 中小企業等の復興支援	地震-147
	第2項 農林水産漁業の復興支援	地震-147